**福祉避難所開設・運営訓練概要（例）**

1　目的

　南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや土砂崩れ、津波浸水などによる家屋の倒壊などの被害を受け、●●●人（震災1日後、L1：●●人・L2：●●人）の避難者が想定される。

　避難者の中には、高齢者、障害者など、一般避難所での生活には特別な配慮を要する方もおり、福祉避難所の開設・運営が必要となる。

　しかし、発災直後は、人的、物的な支援が不足する状況が想定され、日頃から福祉避難所の開設、運営の訓練を行う事が重要となる。

　そこで、発災前から関係機関との協力関係を構築し、福祉避難所の迅速、効果的な設置及び運営ができるよう福祉避難所の開設および運営訓練を実施する。

２　日時

令和●年●月●日（●）14時00分から16時00分まで

３　場所

　特別養護老人ホーム●●（住所：●●市●●町●－●）

４　訓練の流れ

　14時00分　開会

14時05分　●●市災害対策本部より福祉避難所開設要請

　14時10分　福祉避難所開設訓練（避難スペースへのパーテーション等の設置）

　14時15分　●●市災害対策本部から要配慮者の情報提供

　14時30分　●●市災害対策本部への開設報告及び福祉避難所運営訓練（避難者の受入及び退所）

　15時20分　福祉避難所の閉鎖

　15時30分　参加者による反省会

　15時45分　閉会

　15時50分　撤収

５　参加機関等

　（１）福祉施設

特別養護老人ホーム●●（職員及び利用者）、居宅介護支援事業所●●

　（２）地域住民

　　　　●●地区自治会、●●地区自主防災組織

　（３）行政機関等

　　　　高知県（地域福祉政策課、●●福祉保健所）

　　　　●●市（●●課、●●課）

**福祉避難所開設・運営訓練シナリオ（例）**

１　災害想定等

①　被害想定

　　　　●月●日（●）10時、土佐沖を震源とするマグニチュード9.0の南海トラフ地震が発生した。●●市では地震の揺れ（最大震度７）により、広範囲で建物倒壊や土砂崩れなどが発生した。津波発生のおそれはないが、今後の余震により津波が発生する可能性がある。

　　　　市内全域でライフラインが途絶え、主要道路は電柱の倒壊による寸断や斜面の崩落により通行できない状況にあるが、電話回線は混線が収まり、次第に繋がるようになった。こうした状況から、市民の多くは一般避難所に避難しているが、避難者の中には、高齢者や障害者など、福祉避難所への避難が適切と思われる者も多くみられる。

　　　　市では、災害発生直後から災害対策本部を設置し、津波浸水想定区域外にある一般避難所を全て開設した。また、一般避難所に派遣している職員より報告を受け、地震発生から2日後の●月●日（●）14時に福祉避難所の開設を決定した。

福祉避難所の協定を締結している特別養護老人ホーム●●では、入所者および職員にけが人はいない。また、建物などにも被害はなかった。水道は止まっているが、電気は自家発電設備により使用が可能である。

②　福祉避難所への避難者

　　　要配慮者：●名（要配慮者の設定については、「２要配慮者設定」を参照）

③　●●市災害対策本部（●●課）

市役所に設置し、●●課防災担当職員が常駐する。

　④　特別養護老人ホーム●●

　　　入所者：●名

　　　職　員：●名

　　　●階の●●室を福祉避難所として活用し、●名の受入が可能である。

２　要配慮者設定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要配慮者 | 状　態 | 付添人 |
| ①前原　愛子 | 【基本情報】　80歳・女性・●●地区・要介護４・車いす【詳　　細】　自宅が地震により全壊。夫とともに●●市民体育館へ避難していたが、福祉避難所への避難を希望する。　パーキンソン病により、歩行は不可能。手摺りがあれば立位保持は可能。移動には車いすが必要で、自走は不可能。 | 前原　一郎夫・82歳 |
| ②松田　和男 | 【基本情報】　78歳・男性・●●地区・要介護１・認知症【詳　　細】　地震により半壊した自宅に留まっていたところを民生委員が保護し、●●地区公民館へ避難する。しかし、地震前には見られなかった夜間徘徊が現れる、他者に対し怒りっぽくなる等の認知症が重度化し、福祉避難所への避難が適当と判断される。　物忘れなどの軽度の認知症により、訪問介護を利用しながら自宅で独り暮らしを送っていた。親族はおらず、民生委員が見守りを実施していた。 | 民生委員アセスメント終了後、民生委員は帰る。 |
| ③久松　忠 | 【基本情報】60歳・男性・●●地区・身障者手帳1級（聴覚）【詳　　細】　自宅が一部損壊したため、避難する場所を求めて特養●●を訪ねた。　後天性の難聴により、現在は全く聞こえない状態。筆談は可能。日常生活動作は全て自立。 | なし |
| ④濵田　翔 | 【基本情報】　20歳・男性・●●地区・重度心身障害者【詳　　細】　自宅に被害はないが、停電が復旧せず、●●地区公民館へ避難した。常時、電気が必要であるため、福祉避難所への避難が適当と判断される。　酸素吸入（0.5L/h）と約2時間に1度の喀痰吸引が必要。日常生活動作は全介助で、寝たきりの状態。意思疎通も不可能。ティルト式リクライニング車いすを利用。 | 濵田洋子母・45歳 |
| ⑤森下　綾 | 【基本情報】　30歳・女性・●●地区・妊娠38週目・長女1歳6ヶ月【詳　　細】　自宅が半壊したため、長女と一緒に●●市民体育館へ避難したが、長女の夜泣きと癇癪がひどく、周囲の目を気にして精神的にも不安定になったため、福祉避難所への避難が適当と判断される。　受付時、友人女性が受付職員を呼び出し、「夫が地震で亡くなっている。しかし、臨月で、今の精神状態では伝えることはできない。夫の居場所などを聞かれても、このことは伝えないで欲しい」と女性に聞こえないように伝える。 | 友人女性受付終了後、友人女性は帰る。 |

３　福祉避難所開設･運営訓練の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 時　間 | 訓　練　事　項 |
| 14時05分 | ＜●●市災害対策本部＞特養●●へ、福祉避難所の開設要請を電話で連絡。　また、要配慮者を避難者として受入を要請。＜特別養護老人ホーム●●＞　開設要請を受諾。また、避難者受入要請も受諾。　開設準備に入ることを伝達。 |
| 14時10分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞　福祉避難所の開設に向けて、体制の構築や設営を実施。①福祉避難所運営担当職員の選任②運営スタッフの配置（運営担当者が指名）受付班：受付、誘導、要配慮者対応など支援班：食料や物資の配布、管理、不足品の要請など③避難スペースの設営（運営スタッフ全員で実施）受付ブース（受付班）共有スペース、生活スペース（支援班） |
| 14時15分 | ＜●●市災害対策本部＞　特養●●へ、避難者の情報を電話で連絡。　また、避難者の到着事項が14時30分になることを伝達。＜特別養護老人ホーム●●＞　避難者の情報を受領。　また、運営スタッフへ避難者の情報を共有。 |
| 14時30分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞　福祉避難所の開設準備が完了したことを災対本部へ電話で連絡。　順次、到着した避難者を受け入れる。　①避難者の受付　②検温等、バイタルチェック③アセスメント④生活スペースへの誘導⑤生活支援（ポータブルトイレの設置、必要な物品等の配布）⑥不足物資を災対本部へ要請⑦避難者への生活情報の提供⑧災対本部への状況報告⑨避難者の退所手続き |
| 15時20分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞　避難者全員が退所したため、災対本部へ福祉避難所の閉鎖を電話で連絡。＜●●市災害対策本部＞　閉鎖を了承。 |

４　福祉避難所開設･運営訓練手板

|  |  |
| --- | --- |
| 時　間 | 訓　練　事　項 |
| 　開会 |
| 14時00分 | 　開会宣言 |
| 福祉避難所の開設要請 |
| 14時05分 | ＜●●市災害対策本部＞　※特養●●へ電話で連絡こちら●●市災害対策本部です。現在、各地区の一般避難所に住民が多数避難しています。その中に、車椅子の方など、配慮が必要な方が数名避難しています。一般避難所での生活が困難なため、福祉避難所の開設が必要と判断しました。つきましては、特養●●へ福祉避難所の開設を要請したいと考えておりますが、そちらの被害状況はいかがでしょうか。 |
| ＜特別養護老人ホーム●●＞こちら特養●●です。こちらの被害状況ですが、建物には大きな損傷はありません。断水していますが、電気は自家発電設備により使用可能です。施設には、職員●●名と入所者●●名がいます。 |
| ＜●●市災害対策本部＞了解しました。特養●●は、福祉避難所の開設が可能でしょうか。 |
| ＜特別養護老人ホーム●●＞福祉避難所の開設は可能です。協定のとおり●●名の受入が可能です。これから開設準備に入ります。 |
| ＜●●市災害対策本部＞了解しました。特養●●には、避難者●●名の受入を要請します。後ほど、避難者の詳細を連絡いたします。 |
| 福祉避難所の開設準備 |
| 14時10分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞①福祉避難所運営担当職員の選任施設管理者が参集している職員の中から指名する。②運営スタッフの配置･確認（運営担当職員が指名）　運営担当職員が参集している職員の中から指名する。　【受付班】●名：受付、誘導、要配慮者対応など【支援班】●名：食料や物資の配布、管理、不足品の要請など③避難スペースの設営作業　各班で受け持ちスペースを設営する。【受付スペース】：受付班　【共有スペース】【生活スペース】：支援班 |
| 避難者の情報を連絡 |
| 14時15分 | ＜●●市災害対策本部＞　※特養●●へ電話で連絡こちら●●市災害対策本部です。避難者の情報をお伝えします。詳細は書類を避難される方に渡しますので、そちらをご確認ください。この電話では、氏名等の基本情報のみお伝えします。全部で●名です。※避難者の情報について、氏名、性別、居住地区、付添者を伝達。避難者は別々に移動されます。最も早い方で、そちらへ14時30分には到着する見込みです。 |
| ＜特別養護老人ホーム●●＞了解しました。受入が完了しましたら連絡します。 |
| 　福祉避難所の開設準備完了を連絡 |
| 14時30分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞　※市災対本部へ電話で連絡こちら特養●●です。福祉避難所の仮設準備が完了しました。避難者がこちらへ到着し次第、順次、受入を開始します。 |
| ＜●●市災害対策本部＞　了解しました。 |
| 　避難者の受入 |
| 14時30分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞　①避難者の受付（受付班）　　要配慮者及び付添い人の氏名や住所等の基本情報、避難所での生活の留意点などを聞き取り、生活スペースの配置を決定する。　②検温等、バイタルチェック（受付班）　　体温や血圧等を測定する。　③アセスメント（受付班）　　状態の把握や、ニーズの聞き取りを行う。　④生活スペースへの誘導（受付班）　　決定した生活スペースへ誘導し、支援班へ引き継ぐ。　⑤生活支援（支援班）　　聞き取ったニーズに基づき、必要な物資を配布し、環境整備を行う。　　不足している物資の把握を行い、運営担当職員へ報告。 |
| （その他） | ○このフェーズでは、要配慮者の他に、福祉避難所の対象者ではない方（一般の避難者など）が避難することも想定される。○福祉避難所の対象者ではない方が避難してきた場合、①受け入れて福祉避難所の運営に協力を求める、②一般の避難所への避難を説明する、などの対応が求められる。○①の場合は、各班に配置し、スタッフとして福祉避難所の運営に携わる。○②の場合は、福祉避難所の対象者ではない方への説明者を指名し、福祉避難所の説明と、適切な場所への避難に理解を求める。 |
| 要配慮者の受入完了を連絡 |
| 14時45分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞　※市災対本部へ電話で連絡こちら特養●●です。受入要請がありました避難者●名の受入が完了しました。　※訓練内容に沿って、受入要請以外の避難者についても併せて報告　現在のところ、全員、健康状態に問題はありません。　　※訓練内容に沿って、避難者の健康状態について報告 |
| ＜●●市災害対策本部＞　了解しました。 |
| （その他） | ○このフェーズでは、避難者の健康状態によっては、福祉避難所から医療機関等への移送を実施することも想定される。○避難者を福祉避難所から医療機関等へ移送する場合、①災害対策本部への報告、②移送先の確保、③移送手段の確保、④実際の移送、などの対応が求められる。 |
| 　不足物資の支給を要請 |
| （継続） | ＜特別養護老人ホーム●●＞　⑥不足物資を災対本部へ要請（運営担当職員）　避難者の状態から、●●が必要な状況ですが、こちらに備蓄がありません。　●●の支給を要請します。 |
| ＜●●市災害対策本部＞●●ですね、了解しました。調達し、そちらへ搬入します。調達には●日程度かかると思われます。他に物資の不足はありませんか。食料等は十分にありますか。 |
| ＜特別養護老人ホーム●●＞他に不足物資はありません。食料は、職員、入所者、避難者、全●●名分は3日分の備蓄があります。そのため、●月●日までの食料は確保できています。●月●日以降の食料につきまして、支給をお願いします。 |
| ＜●●市災害対策本部＞　了解しました。　●月●日以降の食料を確保し、そちらへ搬入します。　搬入日が決まりましたら、ご連絡します。 |
| 　避難者への生活情報の提供 |
| （継続） | ＜●●市災害対策本部＞罹災証明の発行を●月●日から開始します。避難者へお知らせください。 |
| ＜特別養護老人ホーム●●＞了解しました。●月●日から罹災証明の発行を開始、ですね。避難者へお知らせします。 |
| 14時50分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞　⑦避難者への生活情報の提供（支援班）災対本部から提供された情報を、共有スペースに掲示する。避難者の特性に応じて、掲示などの提供方法について検討する。 |
| 災害対策本部へ状況の報告 |
| 15時00分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞　※市災対本部へ電話で連絡　⑧災対本部への状況報告（運営担当職員）こちら特養●●です。福祉避難所の状況を報告します。●月●日午後3時現在、避難者は●世帯●名です。また、施設には職員●●名と入所者●●名がおります。全員、健康状態に問題はありません。建物に異常はありませんが、依然水道が使用不可能です。 |
| ＜●●市災害対策本部＞了解しました。引き続き、何かありましたら災害対策本部までご連絡ください。 |
| 避難者の退所 |
| 15時05分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞⑨避難者の退所手続き　　受入先が決まり、避難者が退所。　　避難者へ聞き取りを実施し、受付名簿へ退所日、退所先などを記載。（受付班）　　退所する避難者を玄関まで誘導。（受付班）　　生活スペースの備品等を整理し、避難者の受入が可能な状態にする。（支援班） |
| 　福祉避難所の閉鎖 |
| 15時20分 | ＜特別養護老人ホーム●●＞　避難者全員の退所を確認。　福祉避難所の閉鎖について協議するため、災害対策本部へ連絡。＜特別養護老人ホーム●●＞　※市災対本部へ電話で連絡　こちら特養●●です。　●月●日午後●時をもって避難者が全員退所されました。　新たな避難者がいなければ、福祉避難所を閉鎖したいと思います。いかがでしょうか。＜●●市災害対策本部＞　避難者の全員退所、了解しました。　現在、新たな要配慮者の避難者はありません。　●月●日午後●時をもって、特養●●での福祉避難所を閉鎖します。＜特別養護老人ホーム●●＞　了解しました。　福祉避難所を閉鎖します。 |
| 参加者による反省会 |
| 15時30分 | 各機関で意見交換、反省会を実施 |
| 　閉会 |
| 15時45分 | 　閉会宣言 |
| 　撤収 |
| 15時50分 | 　片付け後、解散 |